

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年三月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年十一月二十八日奈良県指令中土第四九一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年三月七日中土第六八一九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字阪手二〇三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市下京区櫛笥通七条上ル花畑町五九五番地

奥村正明